

税制改正ニュース

平成28年度税制改正大綱が発表されました。今年の目玉は何と言っても消費税ですね。軽減税率がどのように導入されるかが注目されました。私たちの身近に関係のある内容の改正点についてまとめてみました。



法人税

●税率が下がります

開始事業年度	現在	平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日		平成30年4月1日 ～	
		所得 800万円まで	所得 800万円超	所得 800万円まで	所得 800万円超
普通法人 (資本金1億円超)	23.9%		23.4%		23.2%
中小法人 (資本金1億円以下)		15%	23.9%	15%	23.4%
				19% (予定)	23.2%

●減価償却の償却方法が変更になります

建物付属設備と構築物、鉱業用の建物について定率法が廃止され、建物付属設備と構築物は定額法、鉱業用の建物は定額法又は生産高比例法に見直しされます。

この改正は平成28年4月1日以後取得資産が対象となります。



●役員報酬の定期同額

現在、役員給与は毎月同額の固定給が原則となっているが、平成28年度からは企業統括体制が整っていることを条件に、経営指標に連動する報酬や株式で支給する報酬も、費用計上が可能になります。

●雇用促進税制が縮小されます

現在は、正社員・非正規社員に関わらず、従業員を5人以上かつ全体の1割以上増やした企業に対して、税額控除が受けられますが、平成28年4月1日以後開始の事業年度からは正社員の雇用に限定され、対象地域も雇用環境の悪い地域に限定されます。

●企業版のふるさと納税創設

企業が応援したい自治体に対して寄付するふるさと納税が創設され、寄付をすると寄付額の3割分、税負担を減らすことが可能になります。ただし個人向けのふるさと納税とは違い、どの自治体にも寄付できるのではなく、寄付の対象に条件があります。



～平成28年度税制改正～



所得税

●通勤手当の非課税限度額が上がります。

現在 10万円/月 ▶ 平成28年1月より 15万円/月



●市販の薬(スイッチOTC医薬品)を購入したら 所得控除が受けられます

病院に通院せず、市販されている薬を購入した場合、その支出額が世帯で12,000円/年を超えるとその超えた金額分、課税される所得から控除することが可能になります。ただし、控除を受けるためには、次のいずれかを受けていることが要件になっています。

- ・特定健康診査 ・予防接種 ・定期健康診
- ・健康診断 ・がん検診



この改正は平成29年1月1日以後購入が対象となります。

※スイッチOTC医薬品とは、もともと医薬品だった薬が、ドラッグストアで購入できるように転用されたもの。例えば、胃薬のガスター10など。

※医療費控除と重複して受けることはできません。

●三世同居の増改築工事について、 税額控除が可能になります

玄関、トイレ、キッチン、浴室のうち1つ以上を増設し、いずれか2つ以上が複数ある場合に、税額控除が可能になります。



- ・工事費の10%を所得控除またはローン残高の2%を5年間所得控除
- ・上限250万円
- ・適用期限は平成31年6月30日まで

●相続した空き家を売却する時の税金が軽減されます

親などから相続した誰も住んでいない空き家や、解体後の敷地を売却する場合に、自宅を売却した時と同様に3000万円の特別控除が適用されます。



要件

- ・旧耐震基準の家屋(家屋付の場合)
- ・平成28年4月1日～平成31年12月31日までの間
- ・相続した3年後の年末までに売却すること

贈与税

●結婚・子育て資金の 一括贈与の範囲が拡大されます

不妊治療に要する費用も対象となります。



消費税

- 平成29年4月1日より10%に引き上げられます。ただし以下のものについては軽減税率が適用されます。



- ・酒類及び外食を除く飲食物品
- ・定期購読契約がされた週2回以上発行される新聞

Q ファーストフード店でバーガーを持ち帰りた場合は？

- A 店内で飲食していないので、軽減税率の8%が適用されます。



Q コンビニでお弁当を買って、イトインコーナーで食べた場合は？

- A 持ち帰りに該当し、軽減税率の8%が適用されます。ただし、トレーに載せて座席まで運ばれたり返却する必要のある食器に盛られたりしていれば、外食とみなされ10%となります。



Q ピザやお寿司等の出前の場合は？

- A 持ち帰りに該当し、軽減税率の8%が適用されます。



Q ショッピングセンター等のフードコートで飲食した場合は？

- A ラーメンやカレー等トレーに載せて運び、飲食後の容器を返却するのであれば、10%となります。しかしフードコートの中には、持ち帰り専業態のお店も存在するので、線引きが難しい所で、これから詳細が発表されると思われます。

Q おせち料理の場合は？

- A 重箱が高級漆器等で1万円を超えると10%で、使い捨ての容器に入っていれば2万円でも軽減税率の8%が適用されます。容器が主体なのか食品が主体なのかで、税率が分かれるようです。

●適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます

仕入れ税額控除の要件として、現行は請求書等の保存が義務づけされていますが、複数税率制度に対応した仕入れ税額控除の方式として、適格請求書等保存方式が導入されます。ただし平成33年4月1日までは、現行の請求書に軽減品目に印をつける方法などの経過措置が講じられています。



ひとり外食術 ひとり外食力向上委員会(著)

あなたは一人で飲食店に入ることができますか？一人だと好きな時に好きなものを、好きなだけ楽しむことができるのに、なかなか入りづらい。そんな「おひとりさま」で楽しむためのお店の選び方や、お店から大事にされる客になる方法など紹介しています。

その他



●自動車取得税

平成29年4月1日以後取得分から廃止され、新たに環境性能課税が導入されます。燃費の性能に応じて購入額の0~3%を課税されるというものです。

●訪日客の免税金額が拡大されます

現在、消耗品は5,000円超、その他一般物品は10,000円超が免税の対象となる下限額ですが、どちらも5,000円以上に変更されます。

●加算税の税率見直し

税務調査の事前通知から更正、または決定があることを予知して提出した修正申告による過少申告や、無申告だった場合に課税される、「加算税」が見直してされます。



- ・過少申告加算税 ▶ 5%
- ・無申告加算税 ▶ 10%(税額50万円以上は15%)
- ・平成29年1月1日以後法定申告期限が到来する国税について適用されます。

●国税のクレジットカード決済の創設

現在は、振替納税やダイレクト納税といった銀行口座からの振替による納税はできませんが、新たにクレジットカードによる納付が可能となります。



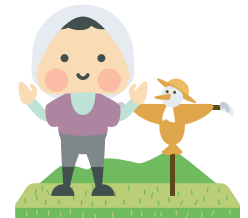
平成29年1月4日以後の納付より

●子育て世帯臨時特例給付金が廃止されます

所得が一定以下の子育て世代に対して、平成27年度は一人あたり3000円支給されていた「子育て世帯臨時特例給付金」が廃止されます。

●農地の固定資産税が軽減されます

市町村が定める農業振興地域にある農地で、農地をすべて農地バンク(農地中間管理機構)に賃貸して離農すると、賃貸期間が10年以上で3年間、15年以上で5年間、固定資産税が50%減額されます。



●耕作放棄地にかかる固定資産税は1.8倍に引き上げされます

各地の農業委員会が耕作も貸付も行わないと判断し、所有者に農地バンクとの協議を勧告した農地については、課税上の土地評価額を売買価格の55%とする農地特例の適用が除外されます。

※TAXインフォメーションは、2015年12月20日現在の税制に基づいて解説したものです。

経営をよくする会計

植山 直樹(著)

翌月5日までに、前月分の試算表ができていますか？その試算表から何が見えていますか？数字が苦手な社長のために、決算の数字の見方・理解の仕方をわかりやすく説明しています。



宮川公認会計士・税理士事務所

お問い合わせで会計・税務でお困りの経営者さまがいらしたら当事務所をご紹介ください

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目15番5号 天神明治通りビル9F TEL (092) 791-1007 FAX (092) 715-2081

【E-mail】 info@miyagawa-kaikei.com 【サイト】 http://miyagawa-kaikei.com/ 【ブログ】 http://miyagawa-kaikei.info/